

令和4年 第10回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年11月28日(月) 15時から 16時23分

2. 開催場所 東神楽町役場 3階 委員会室A

3. 出席委員 11名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 3番 前田 哲也

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第5 議案第3号 あっせん委員の指名について

第6 議案第4号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第7 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会第10回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は4番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は豊かで活力ある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。ご着席ください。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--

あいさつ

会長	はい。それでは第10回通算727回総会開催にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。道外研修視察後、皆さん元気に顔を合わせることができ良かったです。私が会長になってから、コロナ渦ということで何もできないかと思っていましたけれども、最後の年に道内研修・道外研修と行かせていただき、幹事長等いろいろありがとうございました。今回、幹事長と旅行会社の方が非常に良くしてくれて、宮原さんもなかなか仕事がなかったんですけど、あまりにもことがスムーズに運び過ぎてですね。一箇所、無銭飲食をすることでしたが、大変非常に良い研修を含めた旅行だったかと思います。本日は、11月ということ農作業も終えられたところ、案件も多くなっておりますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
----	---

会議録署名委員の指名について

会長	それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は1番島田代理、4番伴野委員よろしく願います。
----	--

【報告】 農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
武田主事	それでは令和4年10月31日以降における農業委員会の概況について報告いたします。11月10日、あっせん委員会、小足会長、島田代理、伴野農地部長が出席されております。同じ11月10日、現況証明に係る現地確認に小足会長、島田代理、伴野農地部長、安藤委員が出席しています。11月11日、2回目のあっせん委員会。島田代理、伴野農地部長、蒔田委員、岸本委員に出席いただいております。同じく11月11日、農業委員会からの意見書提出に小足会長、島田代理、伴野農地部長、安藤農振部長、伊藤委員に出席いただいております。以上です。

【議案】 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	日程第3議案第1号、農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明願います。41番ですが、会議規則の規定により〇〇委員の退席を求めます。
武田主事	はい。今回、所有権移転が4件、利用権設定の新規案件が8件、継続案件が6件となっております。41番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「田」。面積が4,970㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限が12月31日。売買価格については、1,961,400円。反当価格は420,000円となっております。以上です。

会長	担当、私です。
会長	こちらの案件ですが国営事業とポン川回収によって、〇〇さんと〇〇さんで上と下に分かれ1箇所ずつありまして、去年は〇〇さんへ〇〇さんの土地がいったと、今回は〇〇さんの方に、いや違います。逆でした。今回は〇〇さんが買うとなっています。事業によって、1枚になった土地にお互いで譲り合ったということで、今回は〇〇さんが買ったという案件であります。土地の形も似たような形で三角ですけど、昨年同様420,000円という価格で売買が成立した案件であります。慎重審議よろしく願いいたします。
会長	説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	42番ですが、会議規則15条の規定によりまして〇〇委員の退席を求めます。
会長	それでは42番です。
武田主事	42番。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。総面積が6,961㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては12月31日までとなっております。売買価格につきましては2,050,000円。反当価格は田で360,000円、畑で180,000円となっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。こちらの土地につきましては、長年にわたり〇〇さんが耕作されておりましたが、現在〇〇さんは札幌にお住まいとのことで、今回売買となりました。〇〇さんにおかれましては、今後も忠栄地区を支える大事な方であります。特段問題ないかと思いますが慎重審議お願いいたします。
会長	説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号43番。
武田主事	43番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「田」。面積が4,295㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限、12月31日までです。売買価格につきましては1,376,000円。反当価格は350,000円となっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	この案件につきましては、まず3年前から〇〇さんの田んぼを〇〇さんが管理されているのですが、売買の話が出た時に今後買う予定はないということで、〇〇さんに話していた案件の中の1画になります。その案件は公社を通すことになっていまして、その前に〇〇さんにこの1画である今回の土地。図面の43番ですが、道路を挟んで1枚だけ外れた田んぼになるので、今回国営で絡んだときに、どうしてもこれだけ後から処理をしなくてはならないこともあり、〇〇さんに話しをしたところ快く売買していただけるということになりました。〇〇さんにおかれましても、息子さんもおり今後忠栄地区を背負っていつていただきたい農業者の1人です。慎重審議よろしく願いします。

会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号44番ですが、会議規則15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
会長	ではお願いします。
武田主事	44番です。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が29,990㎡。売買となっておりますして所有権移転日本日。対価の支払い期限は12月31日までとなっております。売買価格につきましては、5,702,000円。反当価格は、地番の〇〇と〇〇の田が200,000円、地番〇〇の田が250,000円となっております。以上です。
会長	担当、岸本委員。
岸本委員	ただいま、事務局から説明のあったとおりでございます。この話し昨年からございまして、昨年は別の場所の土地を売買しまして、今回残りの土地をとということで、地番図でいいますと下の大きな〇〇というところですが、この辺りの相場は200,000円ですが、この部分だけ20数年前にパワーアップ事業で基盤整備により大きくなっています。その際の相場が、250,000円であるためそのように設定しています。〇〇さんにはおかれましては、皆様ご存知のとおり将来忠栄地区を背負っていく1人であり、将来有望な青年であります。何ら問題ないと思います。慎重審議のほどよろしくお願いします。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	すみません。今のパワーアップ事業の話ですが、ここは国営、道営には入らない。
岸本委員	今、忠栄3区4区では道営事業が進められてはいますが入っていません。
伊藤委員	入っていない。わかりました。
会長	他にご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続いて45番。
武田主事	続きまして、利用権設定になります。45番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇の内〇〇。現況地目「田」。面積が3,226㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、12月1日から令和6年11月30日までの2年間。賃貸料は44,000円で、反当価格は14,000円となっております。昨年〇〇さんが〇〇さんから借りて作っているのですが、一部借りるところが増えましたので、追加での契約となります。賃貸の期間、反当価格は従来の契約と合わせております。以上です。
会長	担当、島田代理。
島田代理	はい。ただいま、事務局から説明のあったとおりです。一部間違いがありまして、〇〇さんから〇〇さんが新たに賃貸したのが今年の春、一応昨年ですけど今年から耕作を始めて、遅ればせながらここが入ってきたという形で回りの〇〇-〇〇や〇〇、〇〇-〇〇は昨年まで〇〇さんが水稲作付していましたが、今年から〇〇さんになります。今回、〇〇は今年の秋までビニールハウスが建っていたところですが撤去し更地になっていまして、こちらも畔がついていますので〇

	<p>〇さんは水稻を作っていく予定です。価格は、先ほど事務局から説明のあったとおりです。〇〇さんにおかれましては、東聖6区の担い手の1人として頑張っておられまして何の問題はないと思いますが、慎重審議の上よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>46番。</p>
武田主事	<p>46～48まで、まとめて説明させてもらっても良いですか。</p>
会長	<p>はい。</p>
武田主事	<p>まず46番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が21,638.52㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期につきましては、12月1日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は286,000円で、反当価格は14,000円です。</p> <p>47番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が16,743㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期については、12月1日から令和9年11月30日までの5年間となっております。賃貸料は222,000円、反当価格14,000円です。続きまして48番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が14,594㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期については、12月1日から令和9年11月30日までの5年間となっております。賃貸料は198,000円で、反当価格は14,000円となっております。こちら、〇〇さんが今年いっぱい田んぼを作られるのをやめるということでの賃貸と聞いております。以上です。</p>
会長	<p>担当、島田代理。</p>
島田代理	<p>ただいま事務局から説明のあったとおりです。〇〇さんにおきましては数年前に奥さんを亡くされまして、今回あがっている大きく3箇所と施設野菜、ハウスをやっておられました。しかしながら、そろそろ水田の方をやめさせてもらいたいと相談受けまして、色々なところから横やり入ったりしましたが地元で固めさせていただきまして、46番から説明させていただきますと、6ページこちら斜めに入っているのがみずほ通りです。東聖5区で〇〇さんが耕作されており圃場も近いことから話し合いになりました。次のページですが、みずほ通りをはさみまして南側になります。宅地まわりを今年まで作っておりまして、こちらは〇〇さんになったのですが、〇〇-〇〇をすでに〇〇さんが所有されていることもあり話しをしたところ、作りますということになりました。次のページですけれども、8ページは〇〇さんになる訳ですけれども、町道を挟みまして向かい側で作ってまして、〇〇さんがお持ちの〇〇-〇〇と繋がってまして、最終的には国営をにらみましてここは〇〇さんに作っていただこうと相談しましたところ作りたいということで話しがまとまりました。価格、期間なんですけれども3者とも3年間契約ということで、東聖地区の相場であります反当14,000円で3名及び〇〇さんへは同意をいただいで形となりました。皆さん知ってのとおり担い手として頑張っている方々ですので、何ら問題ないかと思ひますけど慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>

会長	只今、担当委員の説明終わりましたけれど、今回土地を出す方は〇〇さん1人ということで、受け手の方は3名と分かれています、ほぼ内容変わらないということで、46番から48番なんですけれども、それぞれどれかについてご意見ご質問ある方よろしくをお願いします。
伊藤委員	すみません。48番、〇〇さん上の方の図面を見ると長方形になっていたと思うんですけど、〇〇-〇〇と〇〇-〇〇は入っていないんですか。綺麗な形してたと思うんですけど。家が出っ張っているのは分かるんですけど。
島田代理	あのね。田んぼはこういう形。これで合ってる。
伊藤委員	いやこの部分が〇〇さんなのか、〇〇さんが持っているのか。
島田代理	〇〇さんのハウスが建っている。
武田主事	そうですね。田んぼの形は、この地番図の形のとおりだったはずですよ。
島田代理	〇〇さんの土地だったと思うけど。
武田主事	〇〇さんの土地ではないです。
伊藤委員	分かりました。問題ないです。
会長	他に何ございますか。
各委員	(・・・・・・・・)
会長	無ければ46番、47番、48番、決定いたします。
島田代理	ちょっとごめんなさい。〇〇さんの話だったんですけど、このL字型7支線。7支線をまたいで違うんだ。それで地番が区切られてるんだ。分かるよね。田んぼはこの形なんだ。
伊藤委員	はい。了解しました。〇〇さんの土地が残るなら不思議だなと思って聞いたんです。
島田代理	ごめんなさい。終わります。
会長	はい。続いて49番なんですけれども、会議規則15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
武田主事	はい。それでは49番です。利用権設定を受ける者〇〇仁さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が14,125㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権設定の始期につきましては、12月1日から令和7年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は176,150円で、反当価格は13,000円となっております。こちらは、〇〇さんの家の周りの田んぼ2枚について今年限で辞められるとのことでの賃貸となります。以上です。
会長	担当、岸本委員。
岸本委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。〇〇さんより今年いっぱい水田を辞めたいとの相談があり、隣の〇〇さんにお話しをしたところ受けていただきました。何ら問題ないかと思いますが慎重審議よろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして50番。
	50番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか12筆。総面積が31,725㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。賃貸料は329,000円で、反当価格は6,000円と12,000円となっております。こちら、〇〇さんが離農のために農地を貸したいとの意向があったことでの賃貸とな

	ります。田の反当価格は基本的には12,000円となるのですが、借りる田んぼの1枚分のみ、地番図いうと〇〇、〇〇-〇〇の一部が永年転作というので現況地目は田なのですが、耕地図には乗らず、畑としての利用しかできないところがございます。地主さんにも内容を説明して契約上は田として取り扱いますが、畑相当の反当価格を付けるということで12,000円の半分で1枚分の田は計算することとなりました。以上です。
会長	担当、岸本委員。
岸本委員	はい。ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。〇〇さんより国営工事が始まる前に作るのをやめたいと話がありまして、将来的には残りも購入してもらいたいという思いがあり、そういった条件の中で今回賃貸となっています。今回は、家の周りの水田だけ作るのをやめて誰かいないかと探したところ、今後の国営のからみもあり〇〇さんとういことになりました。以上です。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号51番。
武田主事	はい。それでは51番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が36,167㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期については、12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。賃貸料は382,000円で、反当価格は12,000円となっております。こちら、同様に〇〇さんの農地の賃貸の絡みで、〇〇さんが受ける分となります。以上です。
会長	担当、岸本委員。
岸本委員	はい。先ほども申しましたが〇〇さんの土地なんですけれど、道路を挟んで〇〇さんが耕作しているところがありまして、お話しをしたところまだまだ面積を増やしたいということから、今回の賃貸になりました。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号52番。
武田主事	新規案件最後です。52番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」。面積が4,238㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権設定の始期につきましては、12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。賃貸料は39,000円で、反当価格は10,000円となっております。こちらは、もともと〇〇さんの農地である内1を〇〇さんが借りていたのですが、内2もこの度借りることとなったための賃貸です。期間、反当価格は従来の契約と合わせています。以上です。
会長	担当、大柿委員。
大柿委員	ただいま事務局の方で説明のあったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、昨年までここにビニールハウスを建て野菜を耕作されていた訳ですけれど、高齢ということで今年の夏

	ぐらいにハウスを撤去し更地にしまして、隣で耕作されている〇〇さんに賃貸となりました。他の農地につきましても〇〇さんがほぼ賃貸されていまして、〇〇さんにおかれましてはこれで全て賃貸でなくなったこととなります。特段問題ないと思いますけど、慎重審議のほどよろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして継続案件です。
武田主事	はい。ここからは、継続案件となりますので、変更点のみお伝えいたします。53番。反当価格が15,000円から14,000円へ減額となりました。以上です。54番。変更点なし。55番。変更点なし。56番。変更点なし。57番。変更点なしですが、地主が〇〇さんから〇〇さんへと相続で変わっています。58番。変更点なしですが、地主が〇〇さんから〇〇さんへと相続で変わっています。
会長	続けてどうぞ。あとそのまま。
武田主事	はい。続きまして54番、変更点なし。55番、こちら変更点ありません。続きまして56番、こちら変更点ございません。57番、変更点なしですが、地主が〇〇さんから〇〇さんへと相続で変わっています。最後58番、こちら変更点なしですが、地主が〇〇さんから〇〇さんへと相続で変わっています。以上です。
会長	継続案件ですけれども何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】 農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

会長	続きまして日程第4議案第2号。農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について事務局より説明願ひします。
武田主事	はい。それではこちら農用地の公社の買入協議について説明いたします。今月は1件となっております。番号1番。申出人〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「田」ほか27筆。総面積が44,915㎡。こちらあっせんの申出年月日については、令和4年8月24日となっております。こちら面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、私です。
会長	こちらの案件ですが、先月あっせんの申出があがった案件ですけれども、あっせんの金額をはるかに超えるということで公社に繋げるものです。慎重審議のほうよろしくお願ひいたします。
会長	何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ申出者及び公社への買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第5議案第3号あっせん委員の指名について。
武田主事	それではあっせん申し出のあった案件について説明いたします。今回5件上がってきております。10番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積が59,129㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積54,270㎡です。11番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が16,149㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積15,190㎡です。12番申出人住所、21号9番地、氏名〇〇さん。所在地字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が23,556㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積21,720㎡です。13番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が5,959㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積5,510㎡です。14番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地字なし。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積が20,007㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積16,700㎡、畑643㎡です。以上です。
会長	あっせん委員の指名は会長一任でよろしいですか。
各委員	(異議なし)
会長	はい。それでは指名いたします。番号10番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号11番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号12番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号13番。島田代理、伴野委員、伊藤委員。番号14番。島田代理、伴野委員、伊藤委員。以上です。よろしく願いいたします。

【議案】 農地の現況証明願い

会長	続きまして、日程第6議案第4号農地の現況証明願いについて事務局よりお願いします。
事務局	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。今月は1件となっております。番号10番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積が485㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが30年以上前より宅地として利用となっております。所有者は〇〇さん、申請人は〇〇さん。早速、11月10日に小足会長、島田代理、伴野農地部長、市街地地区担当安藤委員事務局で現地確認を実施しました。実際に市街地区域内の宅地として利用されており、耕作不可能であると判断しました。こちらにつきまして地番図、航空写真は20、21ページにのっております。農地台帳上の現況地目及び課税地目も宅地ということです。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局から説明のあったとおりでございます。今回の案件、〇〇さんがご高齢のため土地を売却したいとのことで現況願いがあがってきました。現地確認の際、特に問題ありませんでした。審議のほうよろしく願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【その他】

会長	続きますして、日程第7その他について事務局よりお願いします。
事務局	① 12月総会の日程について